

# 111 地震保険のしくみ

## 1 地震保険制度発足の経緯

わが国は、世界的にも「地震国」といわれていますが、地震災害は、その発生がきわめて不規則であること、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから通常では、保険制度としては成立しにくいものと考えられていました。そのため過去において長年にわたり、地震保険制度についての研究、論議が繰り返されてきましたが、なかなか実現には至りませんでした。しかし、震災によって家屋・家財等の生活基盤を失った被災者の復興に役立つ家計地震保険<sup>(※)</sup>制度の創設は社会的な要請であり、損害保険業界において制度創設の研究が進められていました。

昭和 39 年(1964 年)6 月の新潟地震を契機に実現に向けての気運が高まり、政府と損害保険業界で保険制度を検討した結果、昭和 41 年(1966 年)5 月に「地震保険に関する法律」が制定され、この法律にもとづいて家計地震保険制度が発足しました。

制度発足時の地震保険の内容は、保険金額の限度額は建物 90 万円、家財 60 万円、支払保険金は全損の場合のみ補償、総支払限度額は 3,000 億円というものでありましたが、その後数回の改定を経て、現在は次の内容のとおりとなっています。

(※) 損害保険では、家庭の様々な危険に対処するために個人が加入する保険を「家計分野の保険」とし、企業の様々な危険に対処するために企業が加入する保険を「企業分野の保険」として区別しています。地震保険に関しても個人が加入する保険を「家計地震保険」と呼び、企業向け地震保険とは商品内容を異にしています。「地震保険に関する法律」は家計地震保険を対象として制定されています。

## 2 地震保険の内容(平成 14 年 4 月 1 日現在)

地震保険は、居住用建物や家財を対象とする火災保険(住宅火災保険、住宅総合保険、店舗総合保険等)に、原則付帯<sup>(※)</sup>されます。

地震保険のみを単独でご契約いただくことはできません。

(※) 地震保険をご希望されない場合には、保険契約申込書の「地震保険ご確認」欄に押印していただくことになります。

### (1) 担保する危険

地震もしくは噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)を直接または間接の原因とする火災、損壊、埋没または流失によって、保険の目的について生じた損害

### (2) 保険の目的

居住の用に供する建物および家財(生活用動産)

### (3) 保険期間

1 年、長期(2 年～5 年)および短期の保険期間となります。

(4) 保険金額

地震保険を付帯する火災保険金額の 30%～50%の範囲となります。ただし建物は 5,000 万円、家財は 1,000 万円が限度です。

(5) 支払保険金

下表のとおり、損害の程度により 3 区分の支払いが行われます。

保険の目的	損害の程度	保険金支払額
建 物	全 損	保険金額の 100% (時価額が限度)
	半 損	保険金額の 50% (時価額の 50%が限度)
	一 部 損	保険金額の 5% (時価額の 5%が限度)
家 財	全 損	保険金額の 100% (時価額が限度)
	半 損	保険金額の 50% (時価額の 50%が限度)
	一 部 損	保険金額の 5% (時価額の 5%が限度)

(6) 損害の認定基準

建物の場合

損害の程度	主要構造部の損害額	焼失、流失した床面積	床上浸水
全 損	建物の時価の50%以上	建物の延床面積の70%以上	—
半 損	建物の時価の20%以上50%未満	建物の延床面積の20%以上70%未満	—
一 部 損	建物の時価の 3%以上20%未満	—	建物が床上浸水または地盤面から45cmをこえる浸水を受け損害が生じた場合で、全損・半損に至らない場合

家財の場合

損害の程度	家財の損害額
全 損	家財の時価の80%以上
半 損	家財の時価の30%以上80%未満
一 部 損	家財の時価の10%以上30%未満

(7) 総支払限度額

1 回の地震等につき 4 兆 5,000 億円が限度です。

(8) 保険料率

地震保険料率は、保険の目的である建物および家財を収容する建物の構造、所在地により決定されます。

①基本料率

保険金額 1,000 円、保険期間 1 年につき

(単位：円)

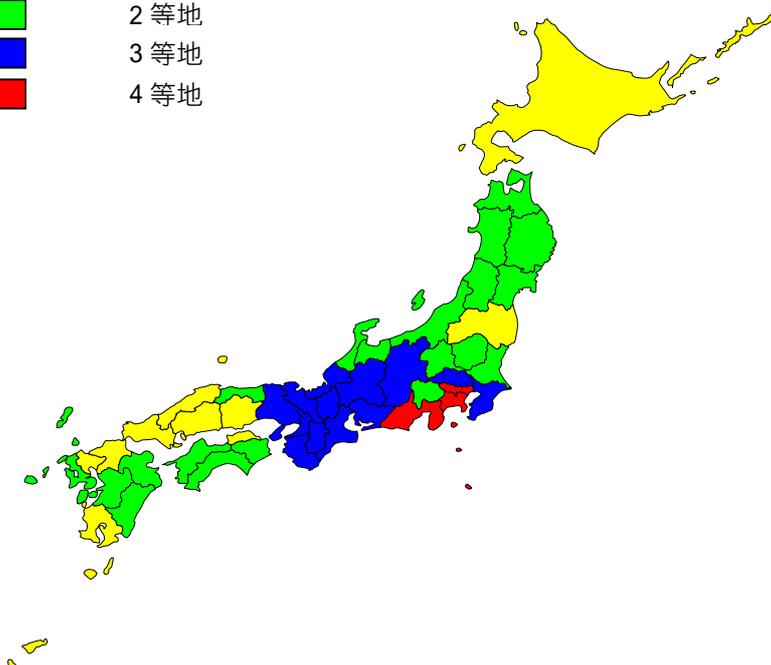
等地別	建物および家財の基本料率	
	非木造	木造
1 等 地	0.50	1.20
2 等 地	0.70	1.65
3 等 地	1.35	2.35
4 等 地	1.75	3.55

1等地 北海道、福島県、島根県、岡山県、広島県、山口県、香川県、福岡県、佐賀県、鹿児島県、沖縄県

2等地 青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、山梨県、鳥取県、徳島県、愛媛県、高知県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県

3等地 埼玉県、千葉県、福井県、長野県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

4等地 東京都、神奈川県、静岡県



**②割引率(下記(イ)と(ロ)の重複適用は行なえません。)**

下記の(イ)・(ロ)の場合に、前頁①の基本料率が割引かれます。

**(イ) 建築年割引率**

建物が昭和 56 年 6 月 1 日以降に新築されたものである場合

割引率 10%
---------

**(ロ) 耐震等級割引率**

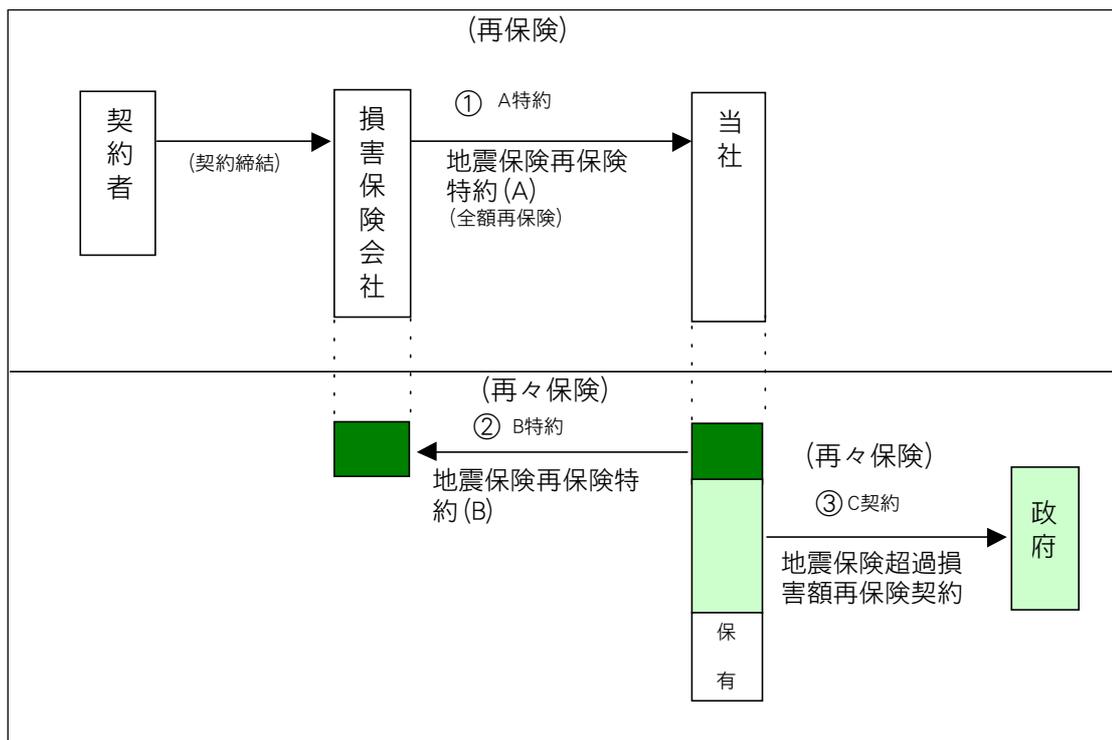
建物の耐震等級(住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定する日本住宅性能表示基準に定める等級)が下記に該当する場合

耐震等級	割引率
3	30%
2	20%
1	10%

### 3 再保険の仕組み

巨大地震等が発生した場合、巨額の保険金の支払いが予想されますが、損害保険会社の担保力には限度がありますので、再保険によって政府が保険責任を分担するという官民一体の制度となっています。

当社は、損害保険会社が引き受けた地震保険契約の全責任を再保険特約により引き受け、その責任を均質化して損害保険会社および政府に対しそれぞれの限度額に応じて再々保険し、その残余を保有しています。



#### ① 損害保険会社から当社への再保険〔地震保険再保険特約(A)〕

日本国内で営業している損害保険各社と当社との間で再保険特約を締結しており、この再保険特約によって損害保険会社は「地震保険に関する法律」にもとづいて引き受けた地震保険契約の保険責任の全額をもれなく当社に再保険し、当社は異議なくこれを引き受けることが定められています。

#### ② 当社から損害保険会社への再々保険〔地震保険再保険特約(B)〕

当社は、損害保険会社と個別に再保険特約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち損害保険会社が負担すべき保険責任について再々保険しています。それぞれの損害保険会社の地震保険の危険準備金残高などに応じて再保険の引き受け割合が決定されています。

#### ③ 当社から政府への再々保険〔地震保険超過損害額再保険契約・・・C契約〕

当社は、政府と地震保険超過損害額再保険契約を締結して、地震保険再保険特約(A)によって引き受けた保険責任のうち国会で承認された責任限度額を政府に出再しています。

#### 4 当社・損害保険会社および政府の保険責任

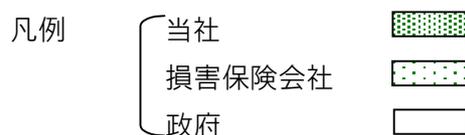
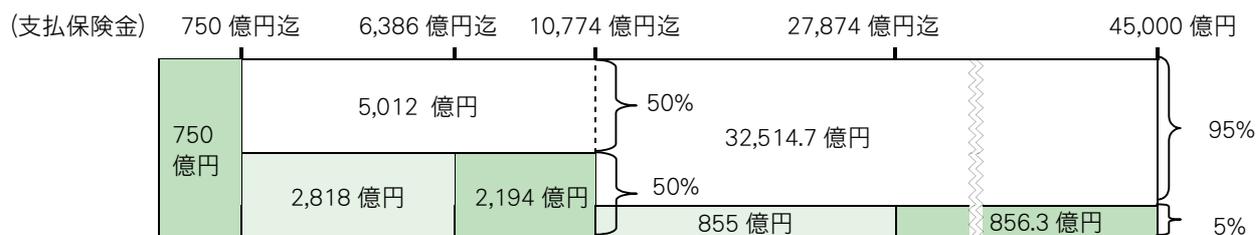
当社・損害保険会社および政府それぞれの責任限度額や責任負担の方法を簡単に図示したものが再保険スキームです。

現行の再保険スキームは、平成 14 年 4 月 1 日に次のとおり改定され、1 回の地震等につき政府は最大 3 兆 7,526.7 億円、当社と損害保険会社は最大 7,473.3 億円、合計 4 兆 5,000 億円を負担することになっています。

##### (1) 当社・損害保険会社、政府の責任(負担)限度額

当 社	3,800.3 億円
損害保険会社	3,673.0 億円
政 府	3 兆 7,526.7 億円
総 合 計	4 兆 5,000.0 億円

##### (2) 負担方法(再保険スキーム)



##### (3) 平成 13 年度末の民間危険準備金および政府責任準備金の残高

当 社	3,125 億円
損害保険会社	3,455 億円
政 府	7,972 億円
合 計	14,552 億円

(注) 損害保険会社の危険準備金には、税効果会計による繰延税金資産計上額が含まれております。

## (4) 当社・損害保険会社・政府の負担額の具体例

1 回の地震等により 2 兆円の保険金が支払われた場合、当社、損害保険会社および政府それぞれの負担額は次のとおりとなります。

(単位:億円)

支払保険金 負担者	750 億円までの 部分	750 億円を超え 10,774 億円まで の部分	10,774 億円を 超え 2 兆円まで の部分	負担額 合計
当 社	750	2,194	—	2,944.0
損害保険会社	—	2,818	461.3	3,279.3
政 府	—	5,012	8,764.7	13,776.7
合 計	750	10,024	9,226.0	20,000.0

## 5 再保険料率 (平成 14 年 4 月 1 日現在)

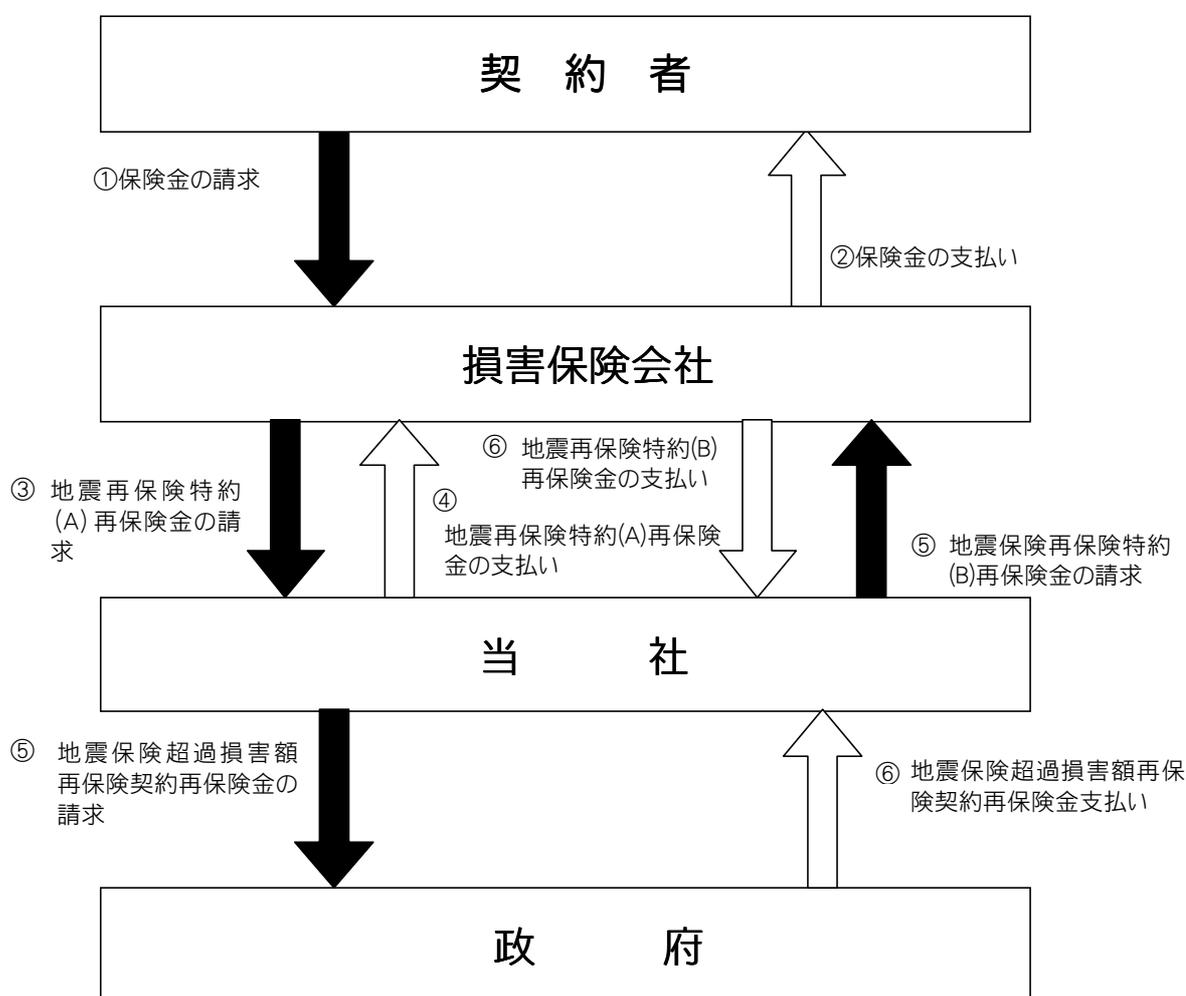
地震保険は、他の保険種目と異なり、短い期間では大数の法則に乗りにくいので、この保険独特の方法で料率を算出しています。再保険料率の算出にあたっては、長期的に収入(再保険料)と支出(再保険金)が相償うよう合理的に定めることとされています。この趣旨に沿って、1494 年から 1999 年までの過去 506 年間に発生し被害をともなった 375 の地震等について、これらの地震が現時点において再び発生した場合、個々の地震災害によって見込まれる支払保険金を 1 地震ごとに算出し、これを再保険スキームに当てはめ、当社、損害保険会社および政府それぞれが負担すべき保険金を算出しています。375 地震等全部についてのそれぞれの負担すべき支払保険金合計額の総支払保険金に対する割合を算出し、その値を損害保険会社および政府に対する再保険料率としています。

## 6 保険金支払いの仕組み

契約者が損害保険会社へ保険金の請求を行った後、損害保険会社は契約者へ保険金を支払います。

契約者へ保険金を支払った損害保険会社は、その支払った保険金の全額を再保険金として当社へ請求し、当社は損害保険会社へ再保険金を全額支払います。

一地震ごとに支払われた再保険金の額が 750 億円を超える場合には、当社はその超えた額を政府および損害保険会社へそれぞれの再保険責任に応じた再保険金の額を請求します。政府、損害保険会社はそれぞれ当社へ再保険金として支払うことになります。



## 7 再保険金の支払状況

平成 13 年度支払いの再保険金は、平成 13 年 3 月 24 日発生の平成 13 年芸予地震にかかる再保険金を中心に証券件数 24 千件、再保険金 171 億円となりました。支払い状況は以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数(件)	支払再保険金(百万円)
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	23,966	16,688
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	234	113
新潟県中越地方を震源とする地震	平成 13 年 1 月 4 日	5.3	36	24
その他	—	—	146	288
平成 13 年度支払再保険金合計	—	—	24,382	17,113

また、地震保険制度誕生以来、再保険金支払額が多かった上位 10 地震等については以下の表のとおりです。

地震名等	発生日	マグニチュード	証券件数(件)	支払再保険金(百万円)
平成 7 年兵庫県南部地震	平成 7 年 1 月 17 日	7.3	65,427	78,347
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	6.7	23,966	16,688
平成 12 年鳥取県西部地震	平成 12 年 10 月 6 日	7.3	4,044	2,848
平成 6 年北海道東方沖地震	平成 6 年 10 月 4 日	8.2	4,103	1,333
平成 6 年三陸はるか沖地震	平成 6 年 12 月 28 日	7.6	4,172	1,238
雲仙普賢岳噴火	平成 5 年 4 月 28 日 他	—	216	1,134
平成 5 年釧路沖地震	平成 5 年 1 月 15 日	7.8	3,627	990
日本海中部地震	昭和 58 年 5 月 26 日	7.7	703	651
鹿児島県薩摩地方を震源とする地震	平成 9 年 5 月 13 日 他	6.1 他	1,033	531
平成 12 年有珠山噴火	平成 12 年 3 月 29 日 他	4.3 他	322	420

## 8 地震保険契約都道府県別保有高および普及率(平成14年3月末現在)

※平成14年3月末の世帯数が確定していないため、平成13年3月末現在の世帯数を記載しております。したがって、普及率は暫定値となっております。

都道府県名	世帯数(A)	地震保険		普及率 (B)/(A)	平均 保険金額	構成割合	
		件数(B)	保険金額			件数	保険金額
	千世帯	千件	百万円	%	千円	%	%
北海道	2,437	385	2,417,969	15.80	6,280	4.89	4.42
青森	538	59	368,622	10.87	6,300	0.74	0.67
岩手	480	36	240,954	7.55	6,653	0.46	0.44
宮城	830	135	937,726	16.30	6,929	1.72	1.71
秋田	404	34	222,729	8.35	6,607	0.43	0.41
山形	380	24	179,188	6.42	7,335	0.31	0.33
福島	698	72	512,386	10.38	7,075	0.92	0.94
東北計	3,330	361	2,461,604	10.83	6,826	4.58	4.50
茨城	1,006	149	998,052	14.80	6,706	1.89	1.82
栃木	677	81	611,070	12.05	7,498	1.03	1.12
群馬	695	58	429,127	8.37	7,381	0.74	0.78
北関東計	2,377	288	2,038,249	12.13	7,066	3.66	3.73
埼玉	2,533	474	3,002,425	18.71	6,334	6.02	5.49
千葉	2,238	479	3,349,970	21.42	6,989	6.08	6.12
東京	5,500	1,378	9,785,027	25.05	7,101	17.49	17.89
神奈川	3,424	812	5,470,437	23.71	6,739	10.30	10.00
南関東計	13,694	3,143	21,607,859	22.95	6,875	39.90	39.51
新潟	790	89	608,562	11.21	6,871	1.12	1.11
富山	358	26	222,503	7.28	8,548	0.33	0.41
石川	405	42	326,949	10.26	7,874	0.53	0.60
福井	255	26	216,610	10.04	8,464	0.32	0.40
山梨	310	52	460,550	16.77	8,850	0.66	0.84
長野	754	50	449,476	6.68	8,924	0.64	0.82
北陸・甲信越計	2,872	284	2,284,650	9.89	8,041	3.61	4.18
岐阜	679	109	732,946	16.06	6,715	1.39	1.34
静岡	1,298	265	1,814,596	20.38	6,860	3.36	3.32
愛知	2,523	562	3,789,105	22.28	6,742	7.13	6.93
三重	650	79	582,562	12.23	7,332	1.01	1.07
中部計	5,150	1,015	6,919,209	19.71	6,816	12.89	12.65
滋賀	438	41	308,397	9.37	7,509	0.52	0.56
京都	1,013	116	844,916	11.43	7,295	1.47	1.54
大阪	3,530	570	3,792,703	16.15	6,653	7.24	6.93
兵庫	2,110	264	1,889,616	12.53	7,149	3.36	3.45
奈良	511	66	472,910	12.94	7,153	0.84	0.86
和歌山	402	43	317,160	10.71	7,371	0.55	0.58
近畿計	8,004	1,100	7,625,701	13.75	6,930	13.97	13.94
鳥取	210	28	208,568	13.34	7,443	0.36	0.38
島根	262	20	161,125	7.48	8,206	0.25	0.29
岡山	711	67	471,676	9.42	7,045	0.85	0.86
広島	1,131	198	1,430,225	17.53	7,211	2.52	2.61
山口	608	62	480,890	10.25	7,720	0.79	0.88
中国計	2,923	375	2,752,484	12.84	7,335	4.76	5.03
徳島	298	33	284,411	11.25	8,500	0.42	0.52
香川	379	49	396,079	13.00	8,032	0.63	0.72
愛媛	588	67	488,903	11.39	7,299	0.85	0.89
高知	335	49	329,920	14.49	6,787	0.62	0.60
四国計	1,600	198	1,499,312	12.40	7,558	2.52	2.74
福岡	1,948	303	2,066,980	15.57	6,816	3.85	3.78
佐賀	287	15	118,162	5.31	7,755	0.19	0.22
長崎	578	34	249,494	5.88	7,330	0.43	0.46
熊本	672	108	771,161	16.08	7,142	1.37	1.41
大分	468	52	413,888	11.02	8,022	0.65	0.76
宮崎	462	69	474,826	14.89	6,903	0.87	0.87
鹿児島	743	113	745,123	15.21	6,596	1.43	1.36
沖縄	471	34	246,755	7.18	7,305	0.43	0.45
九州計	5,628	728	5,086,390	12.93	6,990	9.24	9.30
全国計	48,015	7,878	54,693,427	16.41	6,942	100.00	100.00

(注) 1.世帯数は、平成13年3月末現在(市町村自治研究会編 住民基本台帳人口要覧 平成13年版)

2.地震保険件数・保険金額は、損害保険料率算出機構統計による。